

令和6年仙審第5号

裁 決

漁船A岩場衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月17日05時50分

宮城県仙台塩釜港塩釜第3区の二ツ島東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 24.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 603キロワット

3 事実の経過

Aは、平成20年4月に進水し、操舵室を船体ほぼ中央に配し、同室前部右舷側に操縦者用として背もたれ付きの椅子を、中央に舵輪を、左舷側に魚群探知機及び機関監視パネルをそれぞれ配置し、同椅子の前方に右舷から順にGPSプロッター及びレーダーを、舵輪の前方に右舷から順に船内監視モニター、自動操舵装置及び潮流計をそれぞれ備え、まぐろはえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の船員4人を含む6人が乗り組み、積載していた漁獲物を水揚げする目的で、船首1.3メートル船尾2.9メートルの喫水をもって、令和4年7月17日05時00分仙台塩釜港塩釜第1区を発し、宮城県気仙沼港に向かった。

ところで、a受審人は、発航日前日20時頃仙台塩釜港に入港したのち、平素のとおり約8時間の睡眠をとっていたことから、発航時、睡眠不足の状態ではなかったものの、7日間連続して7時間ないし10時間の操業を行っていたことにより疲労が蓄積していた。

a受審人は、単独で船橋当直に就き、GPSプロッター及び6海里レンジのヘッドアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で、機関及び舵を制御するための遠隔操縦リモコンを持って操船に当たり、航路に沿って東行し、仙台塩釜港塩釜第3区に所在の高島根灯浮標北方沖合に至り、05時24分少し過ぎ塩釜小浜B防波堤灯台（以下「B防波堤灯台」という。）から067度（真方位、以下同じ。）1.23海里の地点で、針路を122度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、レーダー画面で船首方約600メートルのところに2隻の船舶が漂泊しているのを認め、同2隻の船舶から離れ、減速して

航行することとし、05時26分半少し過ぎB防波堤灯台から078度1.45海里の地点で、右舵約3度を取り、6.0ノットの速力として、右旋回を開始した。

a受審人は、05時29分半少し過ぎB防波堤灯台から087.5度1.60海里の地点に達し、船首が159度を向いたとき、疲労に加え、前示2隻の漂泊船のほかに周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、すぐに漂泊船を航過して針路を修正するので、針路を修正するまでは居眠りに陥ることはないと思い、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、2隻の漂泊船を航過したものの、緩やかに右旋回を続けて二ツ島に向かい、05時50分B防波堤灯台から079.5度1,280メートルの地点において、Aは、船首が028度を向いたとき、原速力のまま、同島東岸の岩場に衝突した。

当時、天候は霧で風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視程は約300メートルで、三陸沖西部には海上濃霧警報が発表されていた。

衝突の結果、船首部外板に破口等を生じたが、のち修理され、乗組員1人が右鎖骨遠位端骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件岩場衝突は、仙台塩釜港塩釜第3区において、出航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、二ツ島に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、仙台塩釜港塩釜第3区において、出航中、椅子に腰掛け

た姿勢で操船に当たり、船首方の漂泊船を避ける目的で右舵をとったのち、疲労に加え、同漂泊船のほかに周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、すぐに漂泊船を航過して針路を修正するので、針路を修正するまでは居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、二ツ島に向かって進行して同島東岸の岩場への衝突を招き、船体に損傷を生じさせ、乗組員1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月22日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎